

小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る提出書類について

<申請に必要な書類>

	必要書類	説明
全員提出 ⑥⑦は窓口確認のみ	①小児慢性特定疾病医療意見書	指定医に作成を依頼してください。
	②小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(第1号様式)	ホームページからダウンロードしてください。
	③医療意見書の研究等への利用についての同意書(第2号様式)	
	④保険者照会用同意書(第3号様式)	
	⑤健康保険証の写し	
	⑥個人番号を確認できる書類 (※1)	
	⑦申請者本人を確認できる書類 (※2)	
該当する方のみ	⑧市民税所得割額等を証明する書類(原本)	
	⑨重症患者認定申告書(身体障害者手帳又は障害厚生年金証書をお持ちの方は、その写しも添付してください。)	重症患者認定基準に該当する方
	⑩人工呼吸器等装着者証明書	人工呼吸器等装着認定基準に該当する方
	⑪同一世帯内に、支給認定に係る児童以外に小児慢性特定疾病又は指定難病の患者(児)がいる場合、その方の受給者証の写し	「同一世帯」とは、支給認定に係る児童と同一の医療保険に加入する世帯をいいます。
	⑫年金・手当の証書や支払(改定)通知書等の写し (※3)	市民税非課税世帯の方のみ

(※1) 個人番号カード、通知カード、個人番号付きの住民票等

(※2) 個人番号カード、運転免許証、パスポート等

- ・ 窓口にお越しになった方の身元を確認します。
代理人による申請の場合は、申請者からの委任状が必要です。
- ・ 運転免許証等の顔写真付きの証明による確認が困難な場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳等、2つ以上の書類で確認させていただきます。

(※3) 市民税非課税世帯の方は、保護者の収入金額により階層区分を決定します。

保護者の所得(合計所得金額)が80万円以下で、以下の年金、手当等を受給されている場合は、年金・手当の証書の写しや支払(改定)通知書の写し等、金額が分かる書類を提出してください。

- | | | | |
|---|-----------|---------------|-----------|
| ・ 障害(遺族)基礎年金、障害(遺族)厚生年金、障害(遺族)共済年金等の公的年金、寡婦年金 | ・ 特別障害給付金 | ・ 特別児童扶養手当 | ・ 特別障害者手当 |
| ・ 障害児福祉手当 | ・ 経過的福祉手当 | ・ 障害手当金、障害一時金 | |
| ・ 労災等による障害補償給付、障害給付 | | | |

○ ⑤⑥⑧の書類の提出（確認）が必要な方

提出書類		⑧市民税所得割額等を証明する書類 (※4)	⑤健康保険証の写し	⑥個人番号を確認できる書類
ア 京都市国民健康保険		不要	受診者と同じ医療保険に加入する世帯員分	受診者と同じ医療保険に加入する世帯員分
被用者保険 (協会けんぽ、 共済組合等)	イ 課税世帯	不要	受診者の分	受診者と被保険者の分
	ウ 非課税世帯	被保険者の分	受診者の分	受診者と被保険者の分
エ 国民健康保険組合		受診者と同じ医療保険に加入する世帯員分	受診者と同じ医療保険に加入する世帯員分	受診者と同じ医療保険に加入する世帯員分
オ 生活保護		不要	不要（社保併用時は受診者の分）	受診者と申請者の分

(※4) 市民税所得割額等を証明する書類の提出が必要な方は、以下を確認の上、提出してください。
不要の方については、申請者からの同意に基づき、課税状況等を確認させていただきます。

国民健康保険組合に加入している方 該当:上記表の「エ」の方

保険者ごとに必要書類が異なります。詳しくは、各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室までお問い合わせください。

市(町村)民税非課税であり、かつ、所得額が未申告の方 該当:上記表の「ア」「ウ」「エ」の方の一部

市民税非課税の方で、所得がない等の理由により、所得額が未申告の方については、所得を申告の上、その方の課税証明書の提出が必要です(ただし、金額が空白の課税証明書は受付できません)。申告を行わないことから、非課税であることが確認できない場合は、上位所得として取り扱うことがありますので、申請前に必ず所得を申告しておいてください。

<参考：金額が空白の市・府民税課税証明書の取扱いについて>

所得がない方や市民税が課税されていない方で、課税資料を京都市に提出されていない場合、所得証明書又は課税証明書の所得の金額や年税額等の欄はすべて空白となり、その他の事項欄に「市・府民税は令和〇年〇月〇日（証明書発行日）現在、課税されていません。」と表示されます。

お住まいの区役所・支所内の税務センターに、所得の金額（0円の場合を含む）等を記入した市民税の申告書を提出していただくと、通常1週間程度で**所得の金額や年税額等**（これらの金額が0円の場合を含む）が**印字された証明書**を発行することができるため、これらの印字がされている証明書を提出してください。

その他

- 市民税所得割額等を証明する書類の必要な年度は次のとおりです。

申請日	市民税所得割額等を証明する書類の年度
4月1日～5月31日	前年度分
6月中	前年度分及び本年度分
7月1日～翌年3月31日	本年度分

- 国保世帯（上記表の「ア」「エ」）において、義務教育を修了していない方の書類は不要です。